

岩手県告示第 24 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 21 年 1 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）路線名 284 号

（2）供用開始の区間 一関市千厩町清田字境 108 番 1 地先から字松森 69 番 2 地先まで

（3）供用開始の期日 平成 21 年 1 月 13 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター

イ 期間 平成 21 年 1 月 13 日から同年 2 月 13 日まで

2（1）路線名 340 号

（2）供用開始の区間 遠野市上郷町平倉第 41 地割字水上 46 番 10 地先から 31 番 4 地先まで

（3）供用開始の期日 平成 21 年 1 月 13 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター

イ 期間 平成 21 年 1 月 13 日から同年 2 月 13 日まで